

## ユキマサ君の相続事件簿

日本行政書士会  
連合会公式  
キャラクター  
ユキマサくん



## 第8話

『行方家の相続～自筆証書遺言がある場合～』の巻

ネコ界の行政書士を目指すネコのユキマサ君は、飼い主である行政書士のくらしまもる先生の事務所で、さまざまな相続案件に出会います。

この物語を通じて、相続の実践的な相談事例・法令知識や、相続に関する手続きなどを一緒に整理していきましょう。

※第1話～第7話は、茨城県行政書士会ホームページの「行政いばらき」バックナンバーで、ご覧になることができます。

今日は、くらし先生は建設業の社長さんと話し込んでいて、ユキマサ君は、迷い込んできたチョウチョにじゃれながら、二人の会話を聞くともなしに聞いていますと・・・

**相** = 相談者    **行** = 行政書士

**相** くらし先生、入札参加資格申請の件は、ありがとうございました。

実は、神棚を整理しておりましたら、亡き母、行方スミレの書いた遺言書が出てきて・・・母は4年前に亡くなっていて、一緒に住んでいた長男の私が看取りましたが、相続手続きがまだでして。うちは父が婿養子でしたので、自宅などすべて母名義でして、できれば私名義にしたいのですが、この遺言は手続きに使えますかね？

と、社長さんがくらし先生に紙切れを手渡しました。

**行** どれどれ、拝見しますよ、、、『遺言書 私、行方スミレは、私の財産全てを、長男の行方シンジに相続させる。平成二十年七月六日 行方スミレ 印』これはお母様の字ですね？

**相** 母の書いた字です。

**行** 自筆証書遺言は、民法に定める方式に従わなければならないので、まず形式的な要件を満たさなければならないのですが、拝見したところ、全文直筆で、日付も署名・押印もあって要件に欠けるところはなさそうですね。

**相** 遺言書の押印は、母の実印ではないのですが大丈夫ですか？

**行** 自筆証書遺言の押印は、実印でなくて認印でも大丈夫なのですよ。

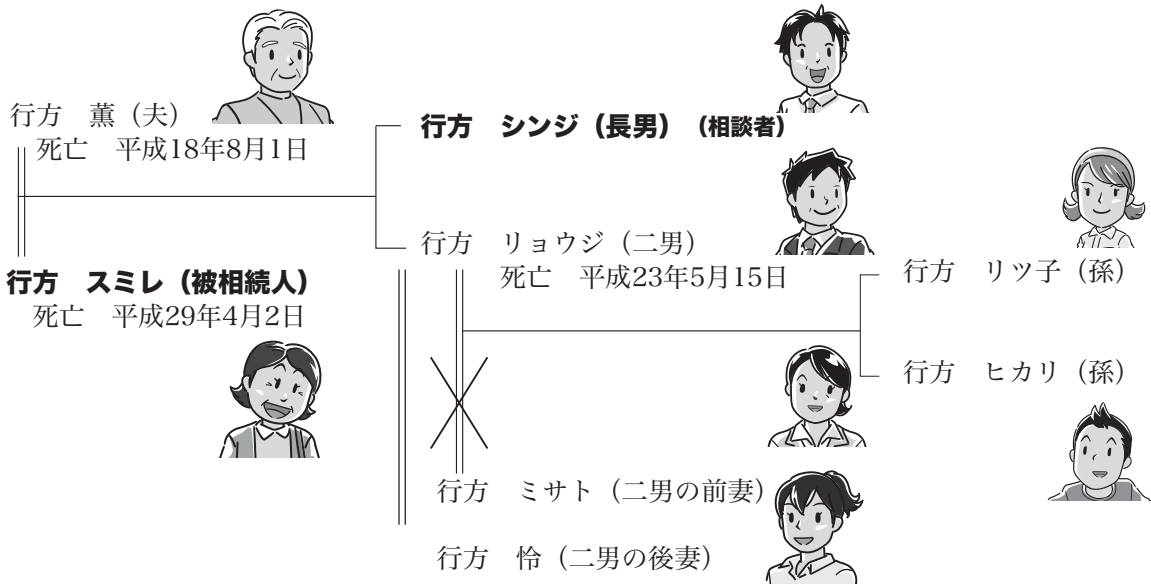
ご遺言の内容も不明瞭ではないですし、相続手続きに使えそうですね。もっとも、家庭裁判所での検認という手続きが必要ですよ。ちなみに・・・

と、くらし行政書士は、行方さんの相続人の範囲を聞き取るべく、社長さんに尋ねました。

**行** なるほど・・・まとめますと、お父様は15年ほど前に亡くなり、弟のリョウジさんは10年前に亡くなって、弟さんと前妻さんとの間には、お子さんが二人いて、弟さんと後妻さんとの間には子どもはいなかったということですね。検認の手続きについては、家庭裁判所へ相談していただきたいのですが、確か、家庭裁判所から法定相続人全員へ検認期日の通知がなされるはずですよ。

**相** えっ、とすると、私の弟の後妻さんの怜さんも相続人として何か関わりがでてくるんですかね？私はあの人とはどうもそりが合いませんで・・・

## 被相続人 行方 スミレ 相続関係説明図



### 〈参照条文〉

#### 民法第960条

遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。

#### 民法第887条第2項

相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

不安そうに質問する行方さんの質問に、くらし行政書士は、にっこりして答えました。

#### 行

弟のリョウジさんは、お母様より先に亡くなってますので、お子さんへの代襲相続が発生し、奥さんの怜さんは相続人にはなりませんよ。それに、検認は相続人全員がそろわなくても行われるはずですよ。検認の手続きや申立てについては、家庭裁判所に連絡をとって相談して下さいね。

#### 相

わかりました。さっそく裁判所に連絡をとってみます。

行方さんが、立ち去った後、くらし行政書士は、ユキマサ君に、こう話しかけました。

#### 行

自筆証書遺言は、ご本人が一人で作ることができて一見手軽に見えるけれど、要件を満たさず無効になる恐れがあったり、相続人が検認の手続きをしなければならず手間がかかったりと、注意しなくてはならない点はあるんだよねえ。

でもね、ユキマサ君、昨年からは、法務局による自筆証書遺言書保管制度が始まって、この制度を利用すれば、自筆証書遺言でも家庭裁判所による検認はいらなくなったんだよ。上手に活用されると良いねえ。

ユキマサ君は、「新しい自筆証書遺言書保管制度について、相談されたら説明できるようにならなくっちゃニヤァー」と思うのでした……。

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。

行政書士  
くらしまもる  
（「くらし事務所」  
で働く行政書士。  
独身。）



（文：石神 敦子）